

リスクに関するご説明

1. ファンド・オブ・ファンズに関する手数料等及びリスクについて

(1) 手数料等

出資いただくお客様には、大要、以下の報酬・費用その他の手数料等をご負担いただきます(以下 の手数料等には、お客様に直接お支払いただくもののほか、ファンド資産から支出される手数料 等も含まれています)。

固定報酬: ファンド・オブ・ファンズごとの契約により、報酬料率を決定いたします。お客様の出資 約束金額に、一定 の料率を乗じて算出します。料率は年率 2%(税前)を上限とさせていただきます。

成功報酬: 成功報酬の割合については、当社が運用するファンド・オブ・ファンズの運用対象資産 に対する収益部分 の 20%(税前)を上限とさせていただきます。

費用: ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドでは、管理報酬と成功報酬に加えて、取引手数料 その他 投資対象の取得及び処分に係る費用、監査費用その他の費用が発生します。なお、投 資先ファンドの費用は実費負担となるため上限額を表示できません。また、投資先ファン ドの管 理報酬及び成功報酬は投資先ファンドの運用マネージャーとの交渉で決定されファンドごと に異 なるため上限額を表示できません。その他、組合財産の取得・管理に係る費用、監査費用、弁護 士等専門家の 費用等、ファンド・オブ・ファンズ及び投資先ファンドの業務遂行に関連して発生し た費用等は実額負担 となるため、金額を表示できません。

なお、上記に記載している手数料等の項目は、当社の一般的なファンド・オブ・ファンズを想定して います。報酬の 料率は、当社のファンド・オブ・ファンズのうち、徴収するそれぞれの報酬におけ る上限の料率を記載しています。

(2) リスク

当社が運用するファンドは、お客様が出資された資産を、主として未公開会社の株式その他の有価証券等へ投資する別のファンドへ投資することにより運用を行うファンド・オブ・ファンズです。当社は、お客様の資産を、主として金融商品取引法第2条第2項第5号及び同項第6号に掲げる権利(ファンド)へ投資することにより運用します。投資先ファンドにおいては、出資された資産を、主として未公開会社の株式その他の有価証券等へ投資し、ファンド財産として組み入れる予定です。ファンド・オブ・ファンズの持分は、投資先ファンドのファンド財産に組み入れられる株式その他の有価証券等の価値の変動、有価証券等の発行者の業務又は財産状況の変化、外貨建ての有価証券を組み入れる場合の為替の変動等を原因として、その評価額が大きく変動する可能性があります。したがって、ファンド・オブ・ファンズに出資された資産は元本が保証されているものではなく、これを割り込む(元本損失)ことがあります。

ファンド・オブ・ファンズへの投資(出資)契約は、一般的に10年を超える長期間のものであり、途中解約等は原則としてできないため、当該期間中の換金は制約されます。また、投資先ファンドの持分の譲渡・転売には投資先ファンド運営者の承諾が必要な場合があり、仮にその承諾を得られても投資先ファンドの持分を取引するための公開市場は存在しないため、譲渡・転売による換金も制約されます。

(3) ご注意

上記の記載は当社の一般的なファンド・オブ・ファンズを想定しています。ファンド・オブ・ファンズの投資に関わる手数料等やリスクは、投資されるファンド・オブ・ファンズにより異なりますので、投資される際には、事前に交付する契約締結間交付書面等の書面にて、実際に適用される手数料等やリスクをあらためて十分にご確認ください。

2. 投資一任運用サービスに関する手数料等及リスクについて

(1) 手数料等

お客様には、投資一任契約に基づく報酬、費用その他の手数料等をご負担いただきますが、投資一任契約に基づく報酬(成功報酬を含む)については、お客様の契約資産額や運用手法、サービス内容等の事情に鑑み個別協議により決定することから、事前に計算方法、上限額を表示できません。

費用: 投資先ファンドでは、管理報酬、成功報酬に加え、取引手数料その他投資対象の取得及び処分に 係る費用、監査費用その他の費用が発生します。これら投資先ファンドの費用は実費負担となるため 上限額を表示できません。

投資先ファンドの管理報酬及び成功報酬は投資先ファンドの運用マネージャーとの交渉で決定され ファンドごとに異なるため上限額を表示できません。その他、金銭信託設定・管理に係る費用、弁護士等専門家の費用等、投資一任業務遂行に関連して発生した 費用等も実額負担となるため、金額を表示できません。

なお、上記に記載している手数料等の項目は、当社の一般的な投資一任運用サービスを想定しています。

(2) リスク

当社は、お客様からの一任を受け、主として金融商品取引法第2条第2項第5号及び同項第6号に掲げる権利(ファンド)へ 投資することにより運用します。投資一任に基づく受託資産の時価評価額は、投資先ファンドのファンド財産に組み入れられる未公開会社の 株式、その他の有価証券等の価値の変動、有価証券等の発行者の業務又は財産状況の変化、外貨建ての有価証券を組み入れる場合の為替の変動等を原因として、その評価額が大きく変動する可能性があります。したがって、ファンドに出資された資産は元本が保証されているものではなく、これを割り込む(元本損失) ことがあります。

投資先ファンドへの投資(出資)契約は長期間のものであり、途中解約等は原則としてできないため、当該期間中の換金 は制約されます。また、投資先ファンドの持分の譲渡・転売には投資先ファンド運営者の承諾が必要な場合があり、仮にその 承諾を得られてもファンドの持分を取引するための公開市場は存在しないため、譲渡・転売による換金も制約されます。

(3) ご注意

投資一任運用サービスに関わる手数料等やリスクは、契約内容により異なりますので、契約される際には、事前に交付する契約締結間交付書面等の書面にて、実際に適用される手数料等やリスクをあらためて十分にご確認ください。

3. 投資助言サービスに関する手数料等及びリスクについて

(1) 手数料等

お客様には、投資助言契約に基づく報酬、費用その他の手数料等をご負担いただきますが、投資助言契約に基づく報酬については、お客様との個別協議により決定することから、事前に計算方法、上限額を表示できません。

費用: 投資助言サービスにかかる費用が発生し、お客様に費用をご負担いただく可能性があります。これら費用は実費負担となるため事前に上限額等を表示できません。

(2) リスク

当社は、お客様に対し、主として金融商品取引法第2条第2項第5号及び同項第6号に掲げる権利(ファンド)への投資に関する助言を行います。投資先ファンドの財産に組み入れられる未公開会社の株式、その他の有価証券等の価値の変動、有価証券等の発行者の業務又は財産状況の変化、外貨建ての有価証券を組み入れる場合の為替の変動等を原因として、投資先ファンドの評価額は大きく変動する可能性があります。したがって、助言の対象となるこれらの投資先ファンドの財産の価値等は元本が保証されているものではなく、これを割り込む(元本損失)ことがあります。投資先ファンドへの投資(出資)契約は長期間のものであり、途中解約等は原則としてできないため、当該期間中の換金は制約されます。また、投資先ファンドの持分の譲渡・転売にはファンド運営者の承諾が必要な場合があり、仮にその承諾を得られても投資先ファンドの持分を取引するための公開市場は存在しないため、譲渡・転売による換金も制約されます。

(3) ご注意

上記の記載は当社の一般的な投資助言サービスを想定しています。投資助言サービスに関する手数料等やリスクは、契約内容により異なりますので、契約される際には、事前に交付する契約締結間交付書面等の書面にて、実際に適用される手数料等やリスクをあらためて十分にご確認ください。

4. 第二種金融商品取引業に関する手数料等及びリスクについて

(1) 手数料等

お客様には、当社が行う第二種金融商品取引業に関し、報酬、費用その他の手数料等をご負担いただきますが、具体的な手数料等の金額については、お客様との個別協議により決定する（費用に関しては実費負担となる）ことから、事前に計算方法、上限額を表示できません。

(2) リスク

当社は、お客様に対し、主として金融商品取引法第2条第2項第5号及び同項第6号に掲げる権利（お客様が 出資された資産を主として未公開会社の株式その他の有価証券等へ投資するファンド、又は、お客様が出資された資産を主として未公開会社の株式その他の有価証券等へ投資する別のファンドへ投資することにより運用 を行うファンド・オブ・ファンズ）の持分についての売買の媒介、私募及び私募の取扱い（以下「投資勧誘」と言います）を行います。

お客様が投資（出資）するファンド（ファンド・オブ・ファンズの場合はその投資先ファンド）は、そのファンド 財産に組み入れられる未公開会社の株式その他の有価証券等の価値の変動、有価証券等の発行者の業務又は 財産状況の変化、外貨建ての有価証券を組み入れる場合の為替の変動等を原因として、その評価額が大きく 変動する可能性があります。したがって、投資勧誘の対象となるこれらのファンドの財産の価値等は元本が 保証されているものではなく、これを割り込む（元本損失）ことがあります。

お客様が投資（出資）する ファンドへの投資（出資）契約は長期間のものであり、途中解約等は原則としてできないため、当該期間中 の換金は制約されます。また、当該ファンドの持分の譲渡・転売にはファンド運営者の承諾が必要な場合が あり、仮にその承諾を得られても当該ファンドの持分を取引するための公開市場は存在しないため、譲渡・転売による換金も制約されます。

(3) ご注意

上記の記載は当社の一般的な投資勧誘サービスを想定しています。投資勧誘サービスに関する手数料等や リスクは、契約内容により異なりますので、契約される際には、事前に交付する契約締結間交付書面等の 書面にて、実際に適用される手数料等やリスクをあらためて十分にご確認ください。

以上